

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

(2024年4月1日～2025年3月31日)

大手前監査法人

目 次

1. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要	2
(1) 統轄代表社員からのメッセージ	2
(2) 品質管理への取組み	3
(3) 事務所概要	3
2. 経営管理の状況等	4
(1) 品質管理基盤	4
(2) 組織・ガバナンス基盤	7
(3) 人的基盤	9
(4) IT基盤	10
(5) 財務基盤	11
(6) 国際対応基盤	12
3. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況	13
4. 情報開示体制について	19

1. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

(1) 統轄代表社員からのメッセージ

当監査法人は、1982年創業以来「誠実・正確・迅速」を経営理念として上場会社等の監査業務を中心に事業展開を行っております。

専門要員全員が、高い倫理観をもって**誠実**に監査業務に従事し、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を**正確**に理解するとともに、**迅速**な判断のもと状況に応じた適切な監査報告書を発行することが、企業の開示制度を側面から支える監査人としての社会的使命と認識しており、その実現が高品質な監査を提供することに結びつくものと確信しております。

さらに、それとともに重要なことは、経営者と経営課題について可能な範囲で共に考え、企業の健全な発展を助長していくことだと考えます。我々公認会計士は、会計監査を通じて企業の経営課題に客観的な立場で助言できる存在であると考えます。そのためには、今までも増して企業側とコミュニケーションを図り、企業環境を十分に理解し経営者と向き合い、経営課題も含めた意見交換が必要です。このことはひいては監査人としてのリスク把握にもつながり、監査品質のさらなる向上につながると考えます。形式的な業務に陥ることなく経営者とのコミュニケーションを重視した質の高い監査体制を目指していきたいと考えております。

統轄代表社員 古谷 一郎

(経営理念)

当監査法人の創設以来の経営理念は、「**誠実・正確・迅速**」である。
すなわち、企業の開示制度を側面から支えるとともに、企業の健全な発展に貢献するという公認会計士としての社会的使命を達成するために、

- ① 高い倫理観をもって**誠実**に監査業務を遂行すること、
- ② 監査業務に必要な職業的専門家としての基準及び適用される法令等を日々の研鑽を通じて**正確**に理解すること、
- ③ クライアントとのコミュニケーションを通じて企業環境を**迅速**かつ的確に把握し、監査上の判断や問題解決を**迅速**に行うこと

を経営理念とする。

(スローガン)

Simple is best.

Small is beautiful.

(2) 品質管理への取組み

当監査法人は、品質管理システムを構成する、ガバナンス及びリーダーシップ、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、業務の実施、監査事務所の業務運営に関する資源、情報と伝達、および監査事務所間の引継の要素ごとに品質目標を定め、関連するプロセスオーナーが品質リスクを識別し、その対処のための対応をデザインするとともに、モニタリング及び改善プロセスを経て、品質管理システム全体を評価する体制を整備しております。

(3) 事務所概要 (2025年3月31日現在)

法人名 大手前監査法人

法人所在地 大阪市中央区石町2丁目1番7-1209

(天満橋グリーンコーポラス 12F)

電話番号 06(6942)4749 番 FAX 番号 06(6942)4750 番

経歴

1. 1982年2月17日 大手前公認会計士共同監査事務所設立
2. 1988年6月10日 大手前監査法人に組織変更
3. 2024年7月10日 上場会社等監査人登録

構成員

1. 社 員 6 名
統轄代表社員 公認会計士 古 谷 一 郎
代 表 社 員 公認会計士 橋 口 健 志
代 表 社 員 公認会計士 西 村 大 三
代 表 社 員 公認会計士 内 田 宗 徳
代 表 社 員 公認会計士 田 畑 昭 雄
社 員 公認会計士 枘 矢 晋
2. 職 員 (公認会計士) 8 名 (うち女性 1 名)
3. その他職員 1 名

主な監査会社等

金融商品取引法・会社法監査	
東証プライム (株式会社島精機製作所)	1 社
会社法監査 (輸送用機械器具関連)	1 社
私立学校振興助成法監査	
文部科学大臣所轄法人	2 法人
知事所轄法人	1 法人
社会福祉法監査	1 法人
労働組合法監査	1 組合
その他の法定監査	1 法人
任意監査 (金属・食品・サービス・認定こども園等)	5 法人

2. 経営管理の状況等

(1) 品質管理基盤

当監査法人は創業40年を超えておりますが、創業以来一貫して監査業務の品質を重視してまいりました。これまでに社員の交代はありましたが、その精神は脈々と受け継がれてきております。当法人の統轄代表社員は、監査業務の品質を重視する風土を当法人内に醸成するために、専門要員である公認会計士等に対してメッセージを発信し続けております。また、全ての専門要員に対して品質管理に関するアンケート調査を行い、品質管理方針の浸透を図っております。

品質管理システムの整備の適切性、運用の有効性を合理的に確保するため、日常的監視及び定期的検証からなる方針及び手続を定め、品質管理担当社員による適正な監視を実施し、その結果の伝達・改善措置を明示し、これらに関し適切に文書化すると共に、その後の改善状況について確認を行うこととしております。

監査業務の品質管理の実施に関する責任の所在を明確にするため、「監査の品質管理規程」に基づき以下の執行体制をとっております。

- ▶ 品質管理システムに関する最終的責任は、社員会の代表者である統轄代表社員が負うこととしております。
- ▶ 品質管理システムの具体的な整備及び運用を実施する責任は品質管理担当社員が負うこととしており、品質管理システムを整備及び運用するための十分かつ適切な経験及び業務遂行能力を有する適格者を統轄代表社員が一定の選任基準に基づいて評価の上、社員会で選任し、品質管理全般に関し必要な権限を付与し責任を負わせております。これには、不正リスクに関する品質管理の責任を含みます。
- ▶ 監査責任者には当法人が定める品質管理システムに準拠して監査する責任を負うという職責を果たす上で適格者を選任しております。そして監査業務の全過程において上記の職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、業務の実施（指示・指導・監督・監査調書の査閲を含む監査業務の遂行、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査業務に係る審査への対応、監査調書の整理等）に関し定められた方針及び手続を遵守する責任を負っております。同時に監査業務のあらゆる局面で、監査チームのメンバーに品質を重視する姿勢・行動を示すとともに、メンバーの遵守状況を確認しております。
- ▶ 監査チームのメンバーは、担当する監査業務の遂行に際して、「監査の品質管理規程」において定められた方針及び手続を遵守しております。
- ▶ 「不正リスク対応基準」が適用される監査業務について、監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項を後任の監査責任者に適切に伝達することとしております。
- ▶ 審査担当者には、知識・経験・能力・職位において適格者かつ対象監査業務に関し客観性を有する者を選任し、「審査規程」で定められた方針及び手続にしたがって監査業務の審査を実施しております。

「不正リスク対応基準」が適用される監査業務については、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有す

る審査担当者を選任しております。

- ▶ 品質管理システムの監視を行う担当者には、適格者を選任し、「監査の品質管理規程」で定められた方針及び手続にしたがって品質管理システムの日常的監視及び定期的検証を実施しております。

① 職業倫理及び独立性に関する事項

a 職業倫理の遵守

日本公認会計士協会の倫理規則セクション 110 に基づき「誠実性」、「客観性」、「職業的専門家としての能力及び正当な注意」、「守秘義務」、「職業的専門家としての行動」の各基本原則を職業倫理の遵守に関する方針及び手続として定めております。

監査責任者は常時監査現場に往査しており、上記の方針及び手続を自ら率先して理解し遵守するとともに、監査業務の全ての局面において監査チーム内でコミュニケーションを取り、メンバーの理解と遵守状況を確認、必要に応じて適切な対応を講ずることとしております。

b 独立性の保持

当監査法人は、関与先から当法人及び専門要員等が独立していることを合理的に確保・保持するための方針及び手続を「監査の品質管理規程」において定め、その遵守状況については毎年7月1日並びに必要な都度書面により確かめることとしております。

また、専門要員の独立性の保持のための方針及び手続を定め、監査人の独立性チェックリストを活用し、独立性に対する阻害要因の有無を調査しております（当法人の構成員からの入手割合 100%）。なお、独立性の保持に疑念を持たれるような関係や外観に関する情報が入手できるよう外部通報窓口を設け、独立性への遵守を図っております。独立性を阻害するような状況等が識別されれば、品質管理担当社員が日本公認会計士協会の倫理規則に基づき厳正に措置することとしております。

監査業務の特定の依頼人に対する報酬依存度が 15%を超える場合には、「報酬依存度のセーフガード適用に関する内規」に基づき対処しております。

c 監査業務の主要な担当者の長期的関与とローテーション

「監査の品質管理規程」等において大会社等の監査業務の主要な担当社員等には、同一関与先に対し最大可能関与期間を累積7年とし、交代後は、筆頭業務執行社員は連続5年、審査担当者は連続3年、その他の監査業務の主要な担当社員等は連続2年のクーリングオフ期間を設けることを義務づけております。

② 契約の新規締結・更新の方針

監査契約の新規の締結・更新の適正な判断のため、当監査法人の時間及び人的資源確保など、監査業務を遂行する適性・能力の具備、その判断に重要な影響を及ぼす事項（関与先の誠実性、リスクの程度及び関連する職業倫理に関する規定の遵守可能性を含む）を考慮し、必要に応じてその状況を文書化するなど、その方針及び手続を定めております。

新規締結・更新を辞退する原因となるような情報を監査契約締結後に入手した場合で

も、当監査法人は必要な対応をとり、その適否について慎重に判断することとしております。

「不正リスク対応基準」が適用される監査業務の新規締結又は更新の場合には、さらに不正リスクを考慮してリスク評価し、審査担当者が当該評価の妥当性を検討しております。

③ 監査業務の実施及びその審査

a 専門的な見解の問合せ

監査業務の実施において判断に困難を伴うような重要事項等が発生した場合については、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めており、当法人内外の専門的見解を得て文書化するとともに、監査業務遂行上適切に対処することとしております。

b 監査上の判断の相違の解決

監査に際して監査チーム内、監査チームと専門的見解に係る助言者との間、監査責任者と審査担当者との間の判断の相違を解決する方針及び手続を定めており、監査報告書は、監査上の判断の相違が解決して始めて発行することとしております。

c 監査証明業務に係る審査

監査業務に係る審査の方針及び手続に関して、原則として全ての監査業務を対象に審査の内容・範囲、審査担当者の適格性・客観性、審査の実施時期及び文書化等を明確にした「監査の品質管理規程」・「審査規程」を定め、監査計画及び監査意見形成の妥当性について適切な審査を行うこととしております。さらに重要な事項については、社員会で審査を行うことができるように規定しております。

監査報告書は、審査の完了を待ってはじめて発行しております。また「不正リスク対応基準」が適用される監査証明業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、疑義があると判断される場合の審査において検討され評価されるべき事項を定めております。

なお、監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ監査報告の利用者が限定されている監査証明業務については、監査責任者に意見表明前の自己点検を実施させ、監査意見が適切に形成されていることを確かめ、それを文書化することを条件に審査を実施しないものとしております。

d 監査業務の実施について

監査業務の適正な実施のため、日本公認会計士協会公表の実務指針等に準拠又はこれらを参考にして監査に必要な情報・技法の蓄積と伝達、適切な指示・指導体制を整備するとともに、監査の品質を合理的に確保する方針及び手続をマニュアル化しております。この方針及び手続には、監査業務の計画と実施、監査チームのメンバーへの指示、監督及び監査調書の査閲の方法、監査調書の記録・保存方法等を含め、適宜更新しております。監査責任者は、これらの監査業務を総轄し、監査チームのメンバーとの討議を通じて監査意見の形成を裏付ける上で十分かつ適切な監査証拠を入手したことを確かめております。監査チームは、各人が職業的懐疑心の保持をはじめ日本公認会計士協会の会長通牒を踏まえて監査を実施しております。

「不正リスク対応基準」が適用される監査業務については、監査責任者は不正リスクに適切に対応できるように監査業務を監督、査閲する責任を負っております。

e 被監査会社とのコミュニケーションについて

被監査会社とのコミュニケーションについては、当監査法人が最も重視する事項のひとつであり、被監査会社の経営者とは年に数回のディスカッションを実施し、企業環境やビジネスリスクを理解し、監査上のリスクを把握するとともに、監査の品質管理の重要性について説明しております。また、財務担当役員等とは頻繁にコミュニケーションをとることにより、会社を取り巻く環境の変化、会社の抱えるリスクの把握に努め、識別した虚偽表示リスクなどについて十分に意見交換を行っております。一方、監査役等とは、期首・半期・期末における定期的な協議のほか、日頃からのコミュニケーションを心掛け情報共有を行っております。

f 不正リスクに関連して監査法人内外からもたらされる情報への対処

当監査法人は、法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定めております。不正リスクに関連して当法人に寄せられた情報は、関連する監査チームに適時に伝達し、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについては、品質管理担当社員に報告することとしております。なお、匿名の通報も受け付けており、通報者等が不利益な取扱いを受けないよう配慮しております。

(2) 組織・ガバナンス基盤

当監査法人は6名の無限責任社員からなる強固なパートナーシップによる相互信頼・相互牽制の組織運営として社員会による重要事項の審議決定、統轄代表社員が執行の統轄、各社員のうち適格者を品質管理責任者、監査責任者等として業務を遂行する体制を採っており、創業以来監査の品質を最重要視しております。社員については、年1回評価を実施することにより、適格性の再確認を行っております。

なお、各社員は常時監査業務に従事しているため、定例の社員会以外でも頻繁に監査業務や当法人の品質管理体制、業務実施上の課題の掌握が可能となり、それらに関して適時に現場担当者と自由な意見交換をできる環境にあり、また、社員相互において業務執行を日常的に把握できる状況にあるため、特段、監督・評価機関等は設けておりませんが、近年の法令等の改正の趣旨を踏まえ、独立した立場から経営機能の実効性を監督・評価し、経営機能の実効性の発揮を支援する機能を有した第三者を当年度に選任し、当法人のガバナンス体制に関する外部の知見を活用することとしました。

当該第三者の独立性の要件については、会社法における社外役員の要件を参考に、厳格に規定しており、適格性については、監査法人の品質管理担当者としての経験や上場企業等の社外役員として従事した経験等を有し、知識・人格等に優れている者を選任しております。

当法人のガバナンス体制は下記のとおりであります。

① 経営の基本方針

当監査法人は、「誠実」・「正確」・「迅速」を経営理念に据え、信頼される業務執行を通じて経済社会の健全な発展に貢献することを経営の基本方針としております。このため、主たる業務である監査業務のあらゆる局面で品質を優先する運営を行うことにより、クライアント等の作成する財務書類その他の財務に関する情報の信頼性確保に寄与することをめざしております。

② 経営管理に関する措置

a 諸規程の整備

経営の基本方針を実行に移すため、「定款」・「組織規定」・「職務分掌規定」・「社員規程」・「社員会規程」・「監査の品質管理規程」等の諸規程を整備しております。

b 経営管理体制

上記の諸規程に基づき、「公認会計士法」関係の法令・定款上社員の同意を要する事項を審議・決定する機関として「社員会」を設置し、当監査法人の経営機能を有し、業務の適正かつ円滑な運営をはかっております。

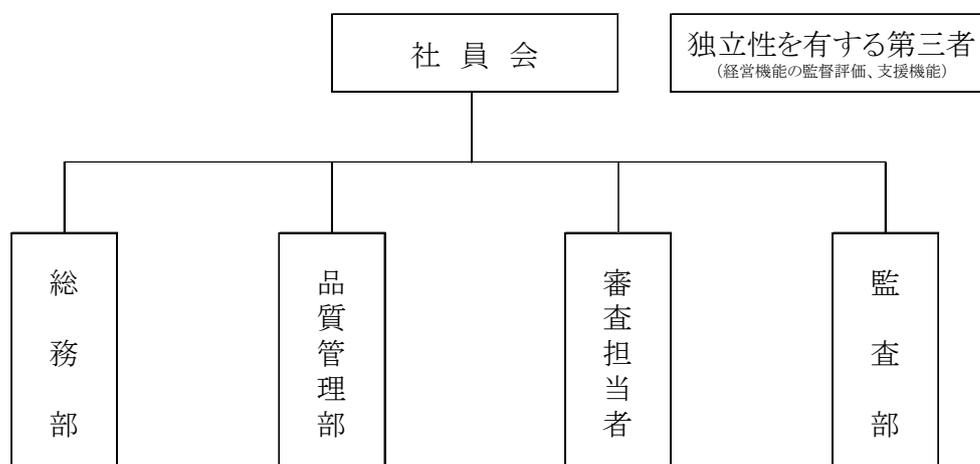
日常の業務執行の適正性を確保するため、「品質管理部」・「監査部」・「審査担当者」・「総務部」からなる経営管理体制を採っております。

また、経営機能の実効性を監督・評価する機能及び経営機能の実効性の発揮を支援する機能を有した「独立性を有する第三者」を選任しております。独立性を有する第三者は、当監査法人の社員会に出席し、第三者的見地から社員会の経営機能その他経営機能の実効性を監督・評価することを主たる業務とし、その実効性を高めるため、適時、適切に情報を提供することとしております。

③ 組織図

組織図は下記のとおりであり、各種意思決定等が迅速かつ適時、適切に行うことができるようシンプルな体制としております。

大手前監査法人組織図



品質管理の役割分担については、品質管理システムに関する最終的な責任は社員会を代表する統轄代表社員が負っておりますが、品質管理システムの整備及び運用に関する責任は品質管理担当社員が負い、品質管理システムの日常的監視及び監査業務（不正リスクへの対応状況を含む）の定期的検証等の品質管理システムの監視は、品質管理担当社員の管理のもと、品質管理部の担当補助者が行っております。

職業倫理、独立性に関する規程の整備及び運用、並びに専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する規程の整備及び運用は、主として品質管理担当社員及び総務担当社員が行っております。

契約の新規締結及び更新並びに監査業務の手續の実施は、監査部の各指定社員が行っております。なお、契約の新規締結及び更新は、原則として社員会が承認することとしております。ただし更新リスクが低い場合には、総務担当社員が承認を行うとともに社員会での報告事項とすることとしております。

審査業務については、適格な審査担当者を社員会で承認し、各社ごとに実施しております。また、情報セキュリティ関係の業務については、監査部と総務部に1名ずつ担当者を配置しております。

(3) 人的基盤

当監査法人の構成員は、その人数が小規模であることから、相互牽制、情報交換が密に行える環境にあるとともに、構成員の公認会計士登録後の実務経験年数の平均が19年と経験豊富なメンバーが集まっております。また、構成員全員が法人の経営理念達成に向けた同じベクトルを目指し、高品質な監査を提供できているものと考えております。なお、構成員の過半数は、大手監査法人の勤務経験をもち、種々の業種に精通しております。

① 人事方針

専門要員の人事に関する方針として、監査業務の品質確保の観点から適性・能力を有し、監査業務への積極的意欲をもった誠実な人材を採用の上、職業的専門家としての能力開発を継続して適切に行います。その評価・報酬の決定に際しては監査業務遂行における質を重視し、監査チームを選任する場合は監査業務及び関連する法令等に対する理解度、IT及び会計・監査の特定の領域を含む専門的知識、職業的専門家としての判断能力、関与先が属する業界知識を確かめており、特に品質管理への理解度及び職業倫理観を評価の重要なポイントとしております。

② 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

日本公認会計士協会の継続的専門能力開発制度（CPD）で定められている必要単位数の履修を厳正に指導しております（当法人の専門要員の達成率100%）。特に品質管理上必要と認められたCPD研修については受講すべき研修を指定し、専門要員に受講を促しております。また、併せて当監査法人内研修で職業的専門家としての基準・適用される法令等の改廃に関し周知をはかるとともに、不正事例に関する教育・訓練

の適切な機会を提供しております。また、監査の実施等を通じて、監査チーム内及び
関与先各階層とのコミュニケーション能力の向上を指導しております。

③ IT 担当者

当監査法人では、公認情報システム監査人である社員が IT 専門家として在籍して
おり、IT 環境の理解、IT 全般統制・自動化された業務処理統制等の対応を行って
おります。

④ 非監査業務、兼業・副業等について

当監査法人は、監査契約を締結したクライアントに対する非監査業務の同時提供は
コンフォートレター作成業務等、監査業務を実施するうえで必要となる場合を除き、
原則として実施しない方針であります。しかし、通常非監査業務の提供について
は、会計に関する広範な知識や経験の蓄積に繋がる等、専門要員の能力を高めること
に結びつくものであると考えており、非監査業務の提供先やその内容について吟味
の上、社員会における審議により可否を決定しております。

当監査法人の社員の監査業務の兼業については認めておりませんが、税理士業務等
の非監査業務については専門知識の習得につながり、監査業務の品質向上にメリッ
トがあることから、当法人の監査業務に支障のない範囲で認めております。

また、非常勤職員の会計に関する兼業・副業についても幅広い知識向上の観点から
監査業務に支障のない範囲で認めております。これら非監査業務の提供や兼業・副
業における利益相反や独立性の懸念については、専門要員全員に対して独立性チェ
ックリストを通じ利害関係に係る確約書を入手し、監査の品質が損なわれることが
ないよう対処しております。

なお、当法人は、働き方としてワークライフバランスを重視しており、超過勤務は
特殊なケースを除き原則として発生しないように配慮しております。過去の社員・職
員の定着率は高く、クライアントに対しても安心される監査業務対応が可能となっ
ております。

(4) IT 基盤

IT 技術の急速な発展により、監査業務や監査法人運営における IT 技術の活用
に大きな影響を受けているところであります。当監査法人では、監査業務の効
率性の観点から、クラウドサーバーの利用やコミュニケーションツールの活用
を通じた IT 基盤の整備により、リモート環境下でも法人内や監査チーム内
での円滑な情報共有やコミュニケーション、適時の研修会の開催などを可能
としています。

また、社会的信頼性確保のため、監査業務の遂行にあたって求められる情報
セキュリティの重要性を認識し、情報の管理及び保護に関する基本方針として
情報セキュリティ・ポリシー及び情報セキュリティ対策基準を定め、情報の紛失
や漏洩、不正使用等を未然に防止する体制を整備しております。監査業務時
間を除き、監査のためにクライアントから入手したデータ及び監査調書作成
のためのデータは専門要員の使用する PC に保存できない仕組みを整備して
おり、情報流出リスクの低減に力を入れております。また、継続的な研修を通
じ、専門要員に周知徹底を図るとともに、それらのルールが遵守されていること
について定期的

にモニタリングを行っております。

なお、当法人は監査調書の電子化には至っておりませんが、紙面調書は適切に封印し、厳重に管理することにより、監査調書を事後的に修正・改竄するリスクの低減を図っております。

(5) 財務基盤

当監査法人は、原則として、監査法人の独占業務である公認会計士法第2条第1項の業務を実施する方針に基づき業務展開を行っておりますので、過去からの収益構造も監査業務が中心であり、業務収入も安定しておりましたが、近年監査契約の長期継続といった理由から上場クライアントとの契約解除が発生し、収入が減少傾向となっております。しかし、営業努力が実を結び、プロマーケット等の上場や任意監査等の契約案件は増加しており、今後徐々に回復基調に向かうものと考えております。

但し、当法人の中長期的なビジネスモデルは、クライアントに対する監査業務を正確かつ誠実に実施していくための人員を確保し、監査の品質に重点を置いた体制を確立し、中小監査法人として足元をしっかりと見つめた業務運営を行うことであり、ひいては収入の安定化につながるものと考えております。したがって、現クライアントに対し誠実に業務を全うできるかを最重点に考え、当法人の規模に合わないクライアントの獲得や過度な収益目標を設定しない方針であります。

なお、当法人は、クライアントからの独立性を維持するために「報酬依存度のセーフガード適用に関する内規」を定めており、報酬依存度が2年連続して15%を超える場合には、監査意見表明前の外部のレビューを受けること等の施策を講じており、現在1社が該当しております。

当該報酬依存度の引き下げに向け、当法人の規模に見合った範囲での収入拡大を目指しており、状況に応じて監査業務の増加による人員体制の強化も視野に入れ、収支均衡を図りながら業務運営を図っていく方針であります。さらに、組織力強化のため、2025年4月1日付で社員1名の増員を予定しております。これに伴い、社員に帰属する非監査業務収入を含めた報酬依存度計算における総収入の金額は増加する見込みであります。

売上高の推移

(単位：千円)

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
監査証明業務	96,939	87,873	80,874
非監査証明業務	5,905	5,360	5,480
合計	102,844	93,233	86,355

(6) 国際対応基盤

当監査法人は、国際対応基盤としてグローバルネットワークへの加盟やグループ経営は行っていません。しかし、当法人のクライアントには海外展開を行っている企業があり、海外子会社等の監査が要請されるケースがあります。その場合の対応は以下のとおりであります。

- 重要な海外子会社については、主として海外での監査業務経験者が年1回以上現地往査を実施する。
- 海外子会社の監査人とは、往査時に直接面談し、その他必要に応じてオンライン又はメールによりコミュニケーションをとる。
- 海外子会社の監査人に対して独立性の確認評価等を行うとともに、インストラクションを提出し、回答内容を通じて現地監査の状況を確認する。

3. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

<p>原則1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすために、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。</p>	
指針	対応状況
1-1. 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当監査法人の統轄代表社員は、監査業務の品質を重視する風土を法人内に持続的に醸成させるため、監査現場におけるコミュニケーションやメール配信などを通じてメッセージを発信しております。これは当法人が監査の品質管理規程細則として定めたものであり、すべての構成員に対して、統轄代表社員が発信内容を自ら決定し発信しております。（「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」（以下「年次報告書」と記載）1. (1)、2. (1)参照）
1-2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当監査法人の構成員が共通に保持すべき価値観としては（経営理念）及び（スローガン）があります。また、それを実践するための考え方や行動の指針として「監査従事者行動規範」を定めており、それを監査現場におけるコミュニケーション等で周知しております。（「年次報告書」1.（経営理念）、（スローガン）参照）
1-3. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	当監査法人は、構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けとして、上記監査従事者行動規範のほかに、教育研修規程、人事考課規程を定めております。（「年次報告書」2. (3)①②参照）
1-4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当監査法人は、創業40年の歴史から、脈々と受け継がれてきた開放的な組織文化・風土があります。構成員が少数であることから、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有しやすく、自由闊達な議論を行うことは日常的に監査の現場でコミュニケーションを通じてなされております。（「年次報告書」2. (1)参照）
1-5. 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、独立性や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	当監査法人は、監査契約を締結したクライアントに対する非監査業務の同時提供は、コンフォートレター等の作成業務等、監査業務を実施するうえで必要となる場合を除き、原則として実施しない方針であります。しかし、それ以外の非監査業務の提供については、会計に関する広範な知識や経験の蓄積に繋がる等、専門要員の能力向上に繋がるものと考えており、非監査業務の提供先やその内容については、社員の審議により受嘱の可否を判断しております。また、社員の税理士業務等の非監査業務の提供や、非常勤職員の会計に関する兼業・副業等についても、専門知識の習得につながり、監査業務の品質向上にメリットがあることから、当法人の監査業務に支障のない範囲で認めております。 これら非監査業務の提供や兼業・副業における利益相反や独立性の懸念については、専門要員全員に対して独立性チェックリストを通じ利害関係に係る確約書入手しており、監査の品質が損なわれることがないよう対処しております。（「年次報告書」2. (3)④参照）
1-6. 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	当監査法人は、グローバルネットワークに加盟しておりません。また、他の法人等との包括的な業務提携を通じてグループ経営も行っておりません。（「年次報告書」2. (6)参照）

<p>原則2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。</p>	
指針	対応状況
2-1. 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を保持すべきである。	当監査法人では、社員全員で構成された意思決定機関である社員会が経営機関として機能しております。社員が少数であるため、機動的に組織的意思決定を行うことが可能となっております。（「年次報告書」2. (2)参照）
2-2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営に経営機関の役割を明らかにすべきである。	当監査法人の社員会は、下記のように体制を整備・運用することで、社会の期待に応えられるよう、その役割を明らかにしております。
・ 監査品質に対する資本市場からの信頼性に大きな影響を及ぼし得るような重要事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	当監査法人では、監査意見表明前の審査を原則とし、さらに重要事項については社員会で審査を行うこととしており、適正な判断が確保される体制を整備しております。また、監査業務において判断に困難を伴う事項や見解が定まっていない事項があれば、法人外部に適切な専門的な見解の問合せ先を定め、適正な判断に資するよう体制の整備を行っております。（「年次報告書」2. (1)③参照）
・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度のある意見交換を行う環境の整備	当監査法人は、被監査会社の経営者とのディスカッション、財務担当役員等との頻繁なコミュニケーション、監査役等との定期的な協議のほか、日頃からのコミュニケーションを心掛けることを重要視しております。企業環境やビジネスリスクの理解、監査上のリスクの把握、企業を取り巻く環境の変化、固有リスクの把握等の情報共有を行っており、虚偽表示リスクについての意見交換を行っているところです。（「年次報告書」2. (1)③e参照）
・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力の保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	当監査法人は、監査現場での幅広い業務経験の機会を提供し、構成員が高品質な専門知識及びスキルを習得する環境を整備しております。（「年次報告書」2. (3)参照）
・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	当監査法人は、現時点において高度なITツール等の実装化は不要と考えておりますが、クラウドサーバー等、業務の効率化に必要なIT技術は利用しております。なお、IT技術の導入については、公認情報システム監査人であるIT担当社員が継続的に検討しております。（「年次報告書」2. (4)参照）
2-3. 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	当監査法人では、社員会が経営機能を有しております。社員会を構成する社員は監査実務に精通していることは言うまでもなく、「人格及び識見ともに優れ、その職責を全うすることのできるものでなければならぬ」旨を規程に定めており、毎年、社員の適格性及び評価を実施しております。（「年次報告書」2. (2)参照）

<p>原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	
指針	対応状況
<p>3-1. 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<p>当監査法人は、社員会における経営機能の実効性については各社員相互に監督を行っております。当法人は全社員が無責任社員であり、社員数も6名と少数であるため、各社員の業務内容に目が行き届き、相互に牽制できる規模であります。そのため社員会の経営機能の実効性を社員相互に監督しており、特に監督・評価機関は設けておりませんが、近年の法令等の改正の趣旨を踏まえ、当法人の経営機能の実効性を監督・評価するため、独立性を有する第三者を選任しております。当該第三者には、独立の立場から経営機能の実効性を監督・評価する機能だけでなく、中小法人の実態に応じた経営機能の実効性の発揮を支援する機能の役割が期待されます。（「年次報告書」2. (2)参照）</p>
<p>3-2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	<p>当監査法人は、独立性を有する第三者が経営機能の実効性についての監督・評価を行う体制といたしました。当該第三者に期待する役割としては、当監査法人の社会的信頼性の確保にあります。そのため、独立した立場から経営機能の実効性を監督・評価し、経営機能の実効性の発揮を支援する機能を有した第三者を選任し、当法人のガバナンス体制に関する外部の知見を活用しております。当該第三者については、厳格な独立性の要件を定めるとともに、監査法人の品質管理担当責任者としての経験や上場企業等の役員経験を有し、知識・人格等に優れている者を選任しております。（「年次報告書」2. (2)参照）</p>
<p>3-3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p>	<p>当監査法人は、経営機能の実効性を監督・評価する独立性を有する第三者を設置しております。監督・評価機能を有する独立性を有する第三者の助言・提言が、これまで組織内では発見されなかったリスク要因の発見につながり、当法人の監査の品質管理の維持・向上に資する役割を期待しております。（「年次報告書」2. (2)参照）</p>
・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言	
・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与	
・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与	
・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与	
・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与	
・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	
<p>3-4. 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p>当監査法人は、独立性を有する第三者がその機能を実効的に果たすことができるために、「監査の品質管理規程」及び「監査の品質管理規程細則」に、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐ができる環境を整備すべく、方針及び手続を定めております。（「年次報告書」2. (2)参照）</p>

<p>原則4 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	
<p>指針</p>	<p>対応状況</p>
<p>4-1. 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<p>当監査法人では、社員が監査現場に常時参画していることから、専門要員とのコミュニケーションを通じて、情報共有・意思浸透を図っております。また、品質管理に関するアンケート調査を実施し、会計監査の品質の向上に向けた意見を収集し、改善活動に繋げております。 （「年次報告書」2. (1) (2) 参照）</p>
<p>4-2. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	<p>当監査法人は、専門要員に対して研修会を開催しております。また、特に品質管理上必要と認められるCPD研修については受講すべき研修を指定し受講を促しております。当法人は専門要員に対して職業的専門家としての能力を保持・発揮できるよう取り組んでおります。また、当法人は教育研修の補助や、各構成員の監査業務の品質（職業的懐疑心の発揮を含む）や職業倫理（独立性を含む）の理解度及び遵守状況を特に考慮して人事評価を行っております。（「年次報告書」2. (3) ①②参照）</p>
<p>4-3. 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p>	<p>当監査法人は、以下のように留意しております。</p>
<p>・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</p>	<p>当監査法人は、監査業務の実務経験や関与先が属する産業に関する知識、職業的専門家としての能力等を考慮し、監査業務の遂行に必要とされる適性及び能力を有する社員・職員を選任しております。（「年次報告書」2. (3) ①参照）</p>
<p>・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を有する機会が与えられること</p>	<p>当監査法人の非監査業務については、会計監査に関連する幅広い知見を有する機会として構成員の経験に繋がっております。なお、事業会社への出向の実績はありませんが、状況に応じ対応可能となっております。（「年次報告書」2. (3) ④参照）</p>
<p>・法人の構成員の会計監査に関する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること</p>	<p>当監査法人は、人事考課票に基づき、構成員の会計監査に関する幅広い知見や経験の評価を行い、社員会に報告され、その内容を基に監査責任者が計画的に活用しております。（「年次報告書」2. (3) ①参照）</p>
<p>・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること</p>	<p>当監査法人は、外部研修の促進や費用補助の実施、時間外勤務や休日出勤の抑制等により自己研鑽を図れるような環境整備を行っております。（「年次報告書」2. (3) ②④参照）</p>
<p>4-4. 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p>	<p>被監査会社の経営陣とのコミュニケーションの充実が、当監査法人が最も重視している事項の一つであり、経営者とはディスカッションを通じて監査上のリスクを把握するとともに、監査の品質管理の重要性について説明しております。また、財務担当役員等とは頻繁なコミュニケーションにより、会社を取り巻く環境の変化、会社の抱えるリスクの把握に努めております。一方監査役等とは、定期的な協議のほか、日頃からのコミュニケーションを心掛け、情報共有に努め、識別した虚偽表示リスクなどについて十分に意見交換を行っております。（「年次報告書」1. (1)、2. (1) ③e参照）</p>
<p>4-5. 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。</p>	<p>当監査法人は、内外からの情報提供を受け付けるための通報窓口を設け法令の遵守に努めております。なお、通報の取扱いにあたっては、秘密保持を徹底し、通報者が不利益を被らないように配慮しております。（「年次報告書」2. (1) ③f参照）</p>

原則5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
指針	対応状況
5-1. 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	当監査法人は、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」に記載し、当法人ウェブサイトにて公表しております。
5-2. 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT、デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	当法人はそれぞれ下記の説明を行うため、当法人の「年次報告書」にて公表しております。
・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	統轄代表社員からのメッセージを「年次報告書」において公表しております。監査品質のさらなる向上のために、質の高い監査体制を目指す姿勢を示しております。（「年次報告書」1. (1)参照）
・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	当監査法人は経営理念およびスローガンを掲げ、構成員が共通に保持すべき価値観について示しております。（「年次報告書」1. (1)（経営理念）、（スローガン）参照）
・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	当監査法人は、中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報を示しております。（「年次報告書」2. (1)①b、2. (3)、2. (3)②、2. (5)参照）
・監査法人における品質管理システムの状況	当監査法人は、品質管理担当社員が品質管理システムの整備運用を行っております。（「年次報告書」2. (1)参照）
・経営機関等の構成や役割	当監査法人は、社員会が経営機関となっております。社員会は無限責任社員から構成されており、相互信頼・相互牽制の組織運営を行い、監査の品質管理の維持向上の役割を担っております。（「年次報告書」2. (2)参照）
・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	当監査法人は、経営機能の実効性を監督・評価できる独立性を有した第三者を選任しております。当該第三者は、独立の立場から経営機能の実効性を監督・評価する機能及び経営機能の実効性の発揮を支援する機能を有しております。（「年次報告書」2. (2)参照）
・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の概念への対応	当監査法人は、監査契約を締結したクライアントに対する非監査業務の同時提供は、コンフォートレター等の作成業務等、監査業務を実施するうえで必要となる場合を除き、原則として実施しない方針であります。しかし、それ以外の非監査業務の提供については、会計に関する広範な知識や経験の蓄積に繋がる等、専門要員の能力向上に繋がるものと考えており、非監査業務の提供先やその内容については、社員会の審議により受嘱の可否を判断しております。また、社員の税理士業務等の非監査業務の提供や、非常勤職員の会計に関する兼業・副業等についても、専門知識の習得につながり、監査業務の品質向上にメリットがあることから、当法人の監査業務に支障のない範囲で認めております。 これら非監査業務の提供や兼業・副業における利益相反や独立性の懸念については、専門要員全員に対して独立性チェックリストを通じ利害関係に係る確約書を入手しており、監査の品質が損なわれることがないよう対処しております。（「年次報告書」2. (3)④参照）
・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）	当監査法人の現状においては、高度なITツール等の実装化は不要と考えておりますが、クラウドサーバー等、業務の効率化で必要と認められるサイバーセキュリティ対策を含むIT技術については可能な限り利用しております。なお、IT担当社員が中心となり、規模に見合った監査業務に有用なIT技術の導入について継続的に検討しております。（「年次報告書」2. (4)参照）

指針	対応状況
・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	当監査法人では、専門要員の人事に関する方針として、監査業務の品質の確保の観点から適性及び能力を有し、監査業務への積極的意欲をもった誠実な人材を採用の上、職業的専門家としての能力開発を継続して適切に行っております。人材育成に関しては、日本公認会計士協会の継続的専門研修制度で定められている必要単位数の履修を厳正に指導しております。また監査の実施等を通じて、監査チーム内及び関与先各階層とのコミュニケーション能力の向上を指導しております。（「年次報告書」2.(3)参照）
・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	当監査法人は、大会社等である依頼人に対する報酬依存度が2期連続して15%を超過しているクライアントがあり、内規によるセーフガードを実施しております。解消に向けて当法人の規模に見合った範囲での収入拡大を目指しており、状況に応じて監査業務の増加に対応して人員体制の強化も視野に入れ、収支均衡を図りながら業務運営を行ってまいります。（「年次報告書」2.(5)参照）
・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	当監査法人のクライアントには、海外展開を行っている企業があり、海外子会社等の監査が必要となるケースがあります。その場合の対応としては、重要な海外子会社につき年1回以上現地往査を実施し、海外子会社の監査人と直接面談し、その他必要に応じてオンライン又はメール等によりコミュニケーションをとるとともに、海外子会社の監査人に対する独立性の確認評価等の実施やインストラクションを提出し、回答内容を通じて現地監査の状況を確認しております。（「年次報告書」2.(6)参照）
・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	当監査法人は、経営機関の実効性の監督・評価を行うため、独立性を有する第三者を選任しました。当該独立性を有する第三者は、当法人が行った監査品質の向上に向けた取組みの実効性について評価を実施しております。（「年次報告書」2.(2)参照）
5-3. グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	当監査法人は、グローバルネットワークへの加盟及びグループ経営を行っておりません。（「年次報告書」2.(6)参照）
・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びに当該組織の意思決定への監査法人の参画状況	
・意義や目的（会計監査の品質確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）	
・会計監査の品質確保やその持続的向上に関し、生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価	
・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼす契約等の概要	
5-4. 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	当監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、「年次報告書」を当監査法人のウェブサイトで公表し、情報開示を行っております。今後は、これらの情報開示等をもとにステークホルダーとの意見交換に努めてまいります。その際には独立性を有する第三者の知見を活用する予定であります。
5-5. 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	当監査法人の本原則の適用状況や、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価については、決算日を基準日として行う予定であり、その結果については「業務及び財産の状況に関する説明書類」に記載してまいります。
5-6. 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	当監査法人は、「年次報告書」を公表し、情報開示を行っております。今後、資本市場の参加者等からの反応等の有益な情報や、本原則の適用状況などの評価結果を組織的な運営の改善に向けて活用したいと考えております。

4. 情報開示体制について

当監査法人は、年次報告書等の情報開示の最終責任者を統轄代表社員とし、年次報告書等の具体的な作成は品質管理担当社員が行い、統轄代表社員と内容を検討の上、社員会で記載内容、公表対象期間及び公表時期について審議・承認することとしております。なお、作成に当たっては、記載項目に関連する事項について、当該部署との十分な調整を図ることとしております。

以上

(参考資料)「業務及び財産の状況に関する説明書類」